

議会運営委員会会議次第

日 時 令和2年8月25日(火)
午後1時30分～
場 所 議場(議事堂)

1. 議 題

- ①令和2年第3回二宮町議会定例会の運営について

令和2年第3回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	副町長の選任について
2	教育委員会委員の任命について
3	固定資産評価審査委員会委員の選任について
4	二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
5	二宮町手数料条例の一部を改正する条例
6	二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
7	二宮町立小中学校校内ネットワーク整備業務委託請負契約について
8	令和2年度二宮町一般会計補正予算(第5号)
9	令和2年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
10	令和2年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
11	令和2年度二宮町介護保険特別会計補正予算(第3号)
12	令和2年度二宮町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
13	令和元年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について
14	令和元年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
15	令和元年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
16	令和元年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
17	令和元年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
報告 1	令和元年度二宮町一般会計継続費精算報告について
報告 2	令和元年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和2年第3回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>副町長の選任について</p> <p>府川陽一氏が令和2年6月30日付けをもって副町長を辞職したことに伴い、新たに副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、副町長の選任について議会の同意を求めるものです。(総務課)</p>
2	<p>教育委員会委員の任命について</p> <p>岡野敏彦委員の任期満了に伴うもので、委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。(総務課)</p>
3	<p>固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>武田圭子委員の任期満了に伴うもので、委員の選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。(総務課)</p>
4	<p>二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、融資を受けた中小企業の当該融資に係る利子補給金の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、基金に積み立てることに伴い、本条例を制定するために提案するものです。(財務課)</p>
5	<p>二宮町手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付手数料に関する規定が削られたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-8351】(戸籍税務課)</p>
6	<p>二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和や、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の外部搬入の特例が拡大されたこと等に伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-2007】(子育て・健康課)</p>
7	<p>二宮町立小中学校校内ネットワーク整備業務委託請負契約について</p> <p>予定価格が5,000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、二宮町立小中学校校内ネットワーク整備業務委託について、委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求めるものです。(教育総務課)</p>

番号	議案名及び議案内容等
8	<p>令和2年度二宮町一般会計補正予算（第5号）</p> <p>歳入歳出それぞれ391,425千円を追加し、予算総額を11,895,753千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、地方交付税、繰越金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、財政調整基金積立金と町民センターエアコン設置工事の増です。</p>
9	<p>令和2年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>歳入歳出それぞれ15,846千円を追加し、予算総額を3,188,665千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、予備費の増です。</p>
10	<p>令和2年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>歳入歳出それぞれ36,704千円を追加し、予算総額を1,023,648千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、予備費の増です。</p>
11	<p>令和2年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>歳入歳出それぞれ64,730千円を追加し、予算総額を2,675,145千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、前年度の精算に伴う国庫支出金の返還金と介護給付費準備基金への積立金の増です。</p>
12	<p>令和2年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>歳入歳出それぞれ10,431千円を追加し、予算総額を926,057千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰越金及び酒匂川流域下水道建設事業費負担金返戻金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、予備費の増です。</p>
13	<p>令和元年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
14	<p>令和元年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
15	<p>令和元年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>

番号	議案名及び議案内容等
16	<p>令和元年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
17	<p>令和元年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
報告 1	<p>令和元年度二宮町一般会計継続費精算報告について</p> <p>継続費として議決を経ました、子ども・子育て支援事業計画策定事業、し尿等下水道投入施設整備事業、(仮称) 駅北口駐輪場整備事業につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調製しましたので報告するものです。</p>
2	<p>令和元年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものです。</p>

議案等の発送日 令和 2 年 8 月 28 日 (金)

令和2年第3回二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(令和2年8月25日 議会運営委員会)

	9月 4日 (金)	9:00	議会運営委員会	
		9:30	本会議	
1	①署名議員の指名について			6番 坂本 孝也議員 7番 小笠原陶子議員
	②会期の決定について			9/6~9/29の26日間
	③別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出を求める陳情			協議事項 (陳情第1号)
	④近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを求める陳情			協議事項 (陳情第2号)
	⑤少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める陳情			協議事項 (陳情第3号)
	⑥新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について			即決 議員提出議案第2号
	⑦副町長の選任について			即決 議案第48号
	⑧教育委員会委員の任命について			即決 議案第49号
	⑨固定資産評価審査委員会委員の選任について			即決 議案第50号
	⑩二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について			総務建設経済常任委員会に付託 議案第51号
	⑪二宮町手数料条例の一部を改正する条例			総務建設経済常任委員会に付託 議案第52号
	⑫二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例			教育福祉常任委員会に付託 議案第53号
	⑬二宮町立小中学校校内ネットワーク整備業務委託請負契約について			即決 議案第54号
	⑭令和元年度二宮町一般会計継続費精算報告について			報告 報告第4号
	⑮令和元年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について			報告 報告第5号
2	9月 5日 (土)		休会	
3	9月 6日 (日)		休会	
4	9月 7日 (月)		本会議休会	
		9:30	総務建設経済常任委員会	付託案件審査 総務建設経済常任委員会終了後 教育福祉常任委員会 (※陳情取扱い状況により変更あり)
5	9月 8日 (火)		休会	●休会：委員会記録作成
6	9月 9日 (水)		休会	●休会：委員長報告調整
7	9月10日 (木)	9:30	本会議	
	①委員長報告 (条例審査)			*報告・質疑・討論・表決
	②令和2年度二宮町一般会計補正予算 (第5号)			即決 議案第55号
	③令和2年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第56号
	④令和2年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第57号
	⑤令和2年度二宮町介護保険特別会計補正予算 (第3号)			即決 議案第58号
	⑥令和2年度二宮町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第59号
	⑦令和元年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について			一括上程 提案説明 監査報告 議案第60号
	⑧令和元年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第61号
	⑨令和元年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第62号
	⑩令和元年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第63号
⑪令和元年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第64号	

8	9月11日(金)	休会		●休会：事項別説明送信
9	9月12日(土)	休会		
10	9月13日(日)	休会		
11	9月14日(月)	9:30	本会議	質問者枠(4名以内) 受付 8/28~9/1 17時00分
			決算総括質疑 令和元年度決算審査特別委員会設置	
12	9月15日(火)	休会		●休会：一般質問前
13	9月16日(水)	9:30	本会議 一般質問	受付 8/28~9/2 正午
14	9月17日(木)	休会		●休会：決算審査準備
15	9月18日(金)	9:30	令和元年度決算審査特別委員会	
16	9月19日(土)	休会		
17	9月20日(日)	休会		
18	9月21日(月)	休会		敬老の日
19	9月22日(火)	休会		秋分の日
20	9月23日(水)	9:30	令和元年度決算審査特別委員会	
21	9月24日(木)	9:30	令和元年度決算審査特別委員会	
22	9月25日(金)	9:30	令和元年度決算審査特別委員会	*質疑終了後 討論・表決
23	9月26日(土)	休会		
24	9月27日(日)	休会		
25	9月28日(月)	休会		●休会：委員長報告調整
26	9月29日(火)	13:00	本会議	*報告・質疑・討論・表決
			委員長報告(陳情・決算審査特別委員会・継続調査) 本会議閉会后 議会全員協議会	

協議事項

陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請について

	陳情審査案件	趣旨説明	取扱い（執行者側出席要請者）
1	別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出を求める陳情	無	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 （担当部局なし） <input type="checkbox"/> 机上配付
2	近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 （教育長以下） <input type="checkbox"/> 机上配付
3	少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 （教育長以下） <input type="checkbox"/> 机上配付

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

議員提出議案第2号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に
基づき提出する。

令和2年9月4日

二宮町議会議長 野地洋正 殿

提出者	二宮町議会議員	善波宣雄
賛成者	同	羽根かほる
同	同	松崎健
同	同	二宮節子
同	同	杉崎俊雄
同	同	坂本孝也
同	同	小笠原陶子
同	同	露木佳代
同	同	渡辺訓任
同	同	大沼英樹
同	同	前田憲一郎
同	同	根岸ゆき子
同	同	一石洋子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が懸念されている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 期限が設定されている各種財政措置については、期限を延長するなど柔軟に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月4日

提出先	衆議院議長	大島理森
	参議院議長	山東昭子
	内閣総理大臣	安倍晋三
	財務大臣	麻生太郎
	総務大臣	高市早苗
	厚生労働大臣	加藤勝信
	経済産業大臣	梶山弘志
	内閣官房長官	菅 義偉
	経済再生担当大臣	西村康稔
	まち・ひと・しごと創生担当大臣	北村誠吾

神奈川県中郡二宮町議会議長 野地洋正

令和2年8月18日


別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出を求める陳情

二宮町議会議長
野地 洋正 殿

陳情者

住 所 神奈川県厚木市中荻野557-1

氏 名

高橋 喜寿 

陳情の理由

我が国は、平成24年に民法が改正され、同法第766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められており、子の養育費と別居する親子の交流について明記されました。

面会交流は「子どもの心の成長を担うもの」養育費は「子どもの身体の成長を担うもの」であり、車の両輪の関係であります。

しかし現在の様な面会交流の取り決め状況と頻度では、親子の絆を保つ事は非常に困難であり、子どもの親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受け取ることが出来ません。

現状、両親の話し合いだけで離婚が成立できる状況にあり、同法第766条は面会交流の取り決めを義務付けるものではありません。

家庭裁判所においても、離婚調停と面会交流調停は別として申し立てなければならず、離婚と面会交流は分けられています。本来は同法第766条にあるように離婚の話し合いの中で、子どもの利益を優先して決めるべきものであります。

面会交流の取り決め状況は、厚生労働省発表平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告を見ると、母子世帯では24.1%と非常に少ない取り決め状況であります。

これは、民法改正前平成23年度の23.4%と大きく変わっておりません。取り決めをしない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が25.0%と一番多く「相手から身体的、精神的暴力や児童虐待があった」は母子世帯では3.1%であります。

多くの場合、子どもの為の面会交流が親同士の都合で決められてしまう状況であります。(相手からの暴力、虐待があった場合には、同法第834条親権喪失、同法第834条の2の停止等の適用、あるいは暴力や虐待加害者への更生プログラムを活用することにより、必要な対応が可能はずです)

面会交流の頻度については、先の資料では面会交流を行った事がないが母子世帯で約半数です。

裁判所発行の司法統計平成30年の「離婚の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数」を見ると、月1回以下が9割、宿泊なしが9割と大変低頻度のものとなっています。

この月当たりの回数には、具体的根拠も指標もないのが現状であり、法務省発表「受刑者との面会について」の受刑者の月当たりの面会回数以下であります。

海外からは、このような日本の面会交流の現状や共同養育(頻繁で継続的な面会交流であり、両親が親として子の養育に関わり責任を持つもの)等について、子どもの福祉に不十分として強い勧告を受けております。

2019年3月のCRC（国連、子どもの権利委員会）に関する第4、5回国連からの勧告（家庭環境27）

2020年7月のEU議会本会議からの勧告（要請事項である数字の条項、特に1、2、3、15、17項）

国内においても同様に、各党の政策や司法制度調査会の提言はもちろんの事、共同養育支援議員連盟からも深刻な問題として超党派で取り組まれています。

さらに、10年以上も前から多くの当事者が地元市町村に陳情、請願活動を行い、頻繁な面会交流や共同養育が子どもの福祉の最善の手段として、地方議会にご理解いただいております。

近年では、ひとり親の子どもへの虐待や育児放棄、交際している異性或養父母からの虐待で、罪もない子どもが犠牲になる不幸な事件が増えています。

いつ、どこの町でこの様な事が起きるか分かりません。

頻繁な面会交流や共同養育が行われていれば、子どもを多くの眼で見守れ、事件を防げたかもしれません。

3組に1組が離婚してひとり親が増えている時代、深刻な少子化でさらなる子の福祉が重要視される時代、地方自治体でも無視できない問題であります。

以上、現状の別居、離婚後の面会交流の取り決め状況と頻度では、親子関係が希薄になるという大変深刻な状況であり、子どもに多くの不利益が生じ、国内外から問題視されております。

よって下記事項を陳情いたします。

陳情事項

子どもたちの健やかなる心の成長の為にも、数多くの眼で見守る為にも、別居、離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流の法整備を求める意見書を、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣、厚生労働大臣に提出して下さい。

令和2年8月18日

近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを求める陳情

二宮町議会議長

野地洋正様

陳情者 二宮町二宮1931-3

まちづくり工房「しお風」代表 神保智子



【陳情趣旨】

日頃から「しお風」の活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。活動の一つに地域ブランドづくり「湘南♡風と星物語」があります。

昔から培われてきた二宮の生活文化やアカデミックな風土を失うことなく、二宮らしさを追及し、忘れられている地域資源を掘り起こす活動です。

来町者が地元二宮の人たちとふれあいながら、「しお風」独自の「walkwalk(ワクワク)マップ」とガイドブックを用い、「walkwalk(ワクワク)地域探検ツアー」という町歩きを湘南邸園文化祭の事業として2008年から毎年実施してきました。その中心は近代建築物、旧山川邸、旧吉田五十八邸、北口通りや東大二宮果樹園跡地の大正、昭和初期の建築物、吾妻神社の社殿などで、大変人気があります。

また、邸の持ち主であった吉田五十八や山川方夫は湘南スタイルという生活様式を築いた祖とも言われ、近年再注目されています。

この活動の中で、「湘南みかんのある暮らし」や「生活文化や季節を感じる風景」が二宮の大きな魅力であり、その魅力は継承してきた住民の力、愛であると感じました。それは、湘南の残したい資産だとも考え、旧山川邸は湘南遺産に手上げし、選定されました。

しかし、これらの近代建築物の老朽化はひどく、多くの住民は存在さえも知らない状況です。このままでは近い将来、これらの建築物は消失、存在したことさえも埋もれてしまう危機感を持っております。

これら先人が二宮の魅力に気づき、愛した遺産を今だからこそ私たちの暮らしにも活かし、二宮の魅力づくりに位置づけ、未来に伝えたいと思い、「忘れられた豊かさ探し『ふれ愛遊学探訪』」を開始しようとしています。また、二宮町は消滅可能性都市で、コロナウイルスの感染拡大の中で、将来自治体経営は危機的な状況に陥る懸念もあります。その中で生き残るには、「居たいと思わせる個性的な自律した自治体」だと考えています。

近代建築物を活用した二宮の魅力づくりを町と住民が協働で行うことで、二宮のイメージアップになり、住民の郷土愛や町外の二宮ファンを増やし、町の活性化、定住促進にも貢献すると思います。このようなことから、次の項目を陳情いたします。

【陳情項目】

1. 二宮町内の近代建築物の現況調査(建築年、所有者、現在の状態等)を求めます。
2. 近代建築物を活用した二宮の魅力づくりとなる二宮らしい湘南スタイルをアピールするイメージ戦略を求めます。
3. 邸園文化圏再生構想事業としての位置付けを神奈川県に働きかけることを求めます。

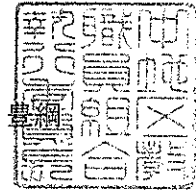
以上

少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度
2分の1復元を求める陳情

令和2年8月18日

二宮町議会議長
野地 洋正 様

陳情者 平塚市浅間町12-41
中地区教職員組合
執行委員長 小嶋



《陳情趣旨》

これまで、二宮町の教育の発展に対しまして、様々な場面でご尽力されていることに、心から敬意を表します。

この間、中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、少人数学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向けとりくみをすすめてきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、文部科学省より「学校の新しい生活様式」が示されました。マニュアルでは、「密集」を回避するための身体的距離の確保について、「1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります」と記されております。しかしながら、現行の1学級を40人とする義務標準法では、十分な距離を確保することができず、「学校の新しい生活様式」とはかけ離れた状況が生じています。

さらに、3ヶ月に及ぶ突然の休校により、学びの遅れを取り戻すために、今まで以上の丁寧な学習指導・支援の必要性が生じているとともに、長期休校、感染症拡大による社会不安や家庭環境の変化などにより、さまざまなストレスを抱えながら生活している子ども一人ひとりに、より丁寧に寄りながら心のケアをすすめていくことが求められています。

そして、社会全体における「新しい生活様式」とともに、恒常的な感染症対策として、学校における教育活動として、継続的に実施していく必要があります。

これらを実現するためにも国の施策として、義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元し、少人数学級の実現をはじめ、ゆたかでゆきとどいた教育の実施にむけ、教職員定数改善のための財源を保障し、子どもたちが全国各地どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

以上の観点から、二宮町議会におかれましては、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

1. 少人数学級編成の実現をはじめとする教職員定数改善計画を早急に策定すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上

令和2年第3回定例会の感染症防止対策

■は前回と異なる事項

本会議 …9月4日(金)・10日(木)・29日(火)

□座席 ⇒【資料①】

□議会運営委員長の日程案報告 ⇒自席・着席(演壇を使用しない)

□町長による議案の提案理由説明 ⇒自席・着席(演壇を使用しない)

□常任委員長による審査結果報告 ⇒自席・着席(演壇を使用しない)

□議員の発言(質疑・討論) ⇒着席(起立しない)

□執行者の発言(説明・答弁) ⇒着席(起立しない)

□議会事務局職員による陳情朗読 ⇒省略

□採決は起立による

常任委員会 …9月7日(月)

■委員長→議長席、委員は委員会別に左右に配置。 ⇒【資料②-1、②-2】

総務建設経済常任委員=青/教育福祉常任委員=赤/議長=黄

カラークリアファイルを名札立てにかぶせる。

□陳情者の補足説明は当日の口頭説明ではなく、事前(9月4日)に資料と口述説明(書面)を配付する。審査は陳情者への質疑から開始する。

□執行者(部長・課長)による議案の補足説明は、審査当日の資料配付・口頭説明を行うのではなく、事前(9月4日)に資料と口述説明(書面)を配付する。審査は執行者への質疑から開始する。

□採決は挙手による

本会議(総括質疑・一般質問) …9月14日(月)・16日(水)

□議員の発言は質問者に限定されることから、議員の席をマイクが無い座席にも振り分け、議員間の間隔を広げる。 ⇒【資料③】

□演壇と質問席は質問者のみ使用する。

□町長以下執行者の答弁 ⇒自席・着席(CATVテロップ挿入※注)

※注 CATV放映時にテロップ『感染症予防のため、町長以下職員はマスクを使用し、着席で答弁しています。』を随時挿入。

■総括質疑における執行者側の出席は3役、部長級、課長3名のみであり、座席は2、3列目も使用し、間隔をあけて着席する。⇒執行者側に要請

■一般質問件数・発言時間 ⇒1名につき2件まで、通告人数が4名の場合、発言時間は40分、5名の場合は30分、6名の場合は25分、7名の場合は20分。

□通告内容の重複を避ける。質問内容が重複する場合は「先ほど〇〇議員へのご質問でお答えした通り」ととどめ、あらためて同じ説明をしない。

□休憩時に共用物(演壇・質問席・プロジェクタ用パソコン・一部職員席・対象のマ

イク)を消毒する。

- 休憩時間の議員間・職員・その他との打合せ(雑談)は議場から出て行う。
- 答弁の予定が無い(答弁する可能性が低い)職員は出席しない。
- 手話通訳者にはフェイスシールドを準備しているが、着用するか否かは通訳者自身で判断する。

決算審査特別委員会 …9月18日(金)・23日(水)～25日(金)

■委員の座席を執行者席の前に集約。 ⇒【資料④】

委員の座席には緑色のクリアファイルをかぶせる。

- 討論・表決時には、副委員長は傍聴議員⑥の隣に移り、傍聴議員⑥はマイク無しの座席に移動する。局長は委員長の隣に座る。
- 討論・表決は起立による

その他 ○は追加事項

- ・毎朝の検温 ⇒発熱ほか体調不良の場合 ⇒欠席
- ・同居家族に発熱・咳など新型コロナウイルス感染症の兆候がある場合 ⇒欠席
- ・感染の可能性のある別居親族、知人等と2週間以内に接点があった(濃厚接触した・あるいはした可能性がある)場合 ⇒欠席
- ・議場では顔を向き合せての会話をしない。大声を出さない。
- ・休憩時間はなるべく議場から出る。
- ・控室でも顔を向き合せての飲食・会話を避け、対人間隔を取る。
- ・マスク着用 ⇒発言時はマイクを近づけすぎず、明瞭に聞こえるよう注意する。
- ・マイボトル持参(議場・委員会室では卓上に置かない)
- ・手は自分のタオル・ハンカチで拭く。
- 議場出入口(執行者側)にも消毒液を置く。
- 執行者側の座席は、一般会計補正予算審議時は特に密状態であり、座席間の仕切り(アクリル板など)の設置は次回以降検討するが、間隔は十分に取れない。一般質問時同様、出席者の絞り込みを執行者側に要請する。

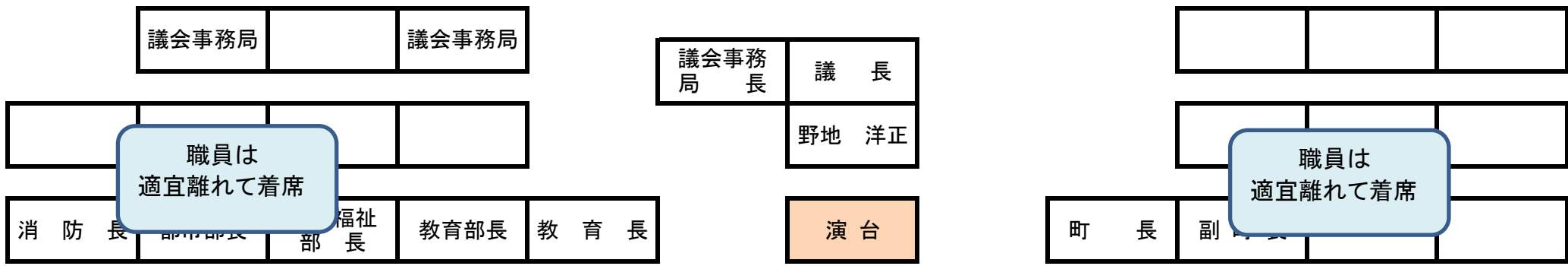
対策のポイント

- A 対人間隔(接近・接触時間の制限)
- B 共用物の限定

二宮町議会 配席表 (9月4日・10日・29日)

資料①

(敬称略)



→ はマイクの方を矢印向きに変える ←

4	二宮 節子	3	松崎 健
---	-------	---	------

マイク無	8	露木 佳代
------	---	-------

2	羽根かほる	1	副議長 善波 宣雄
---	-------	---	--------------

11	前田憲一郎	10	大沼 英樹
----	-------	----	-------

9	渡辺 訓任	7	小笠原陶子
---	-------	---	-------

6	坂本 孝也	5	杉崎 俊雄
---	-------	---	-------

マイク無	マイク無	マイク無
------	------	------

マイク無	13	12	根岸ゆき子
	一石 洋子		

マイク無	マイク無	マイク無
------	------	------

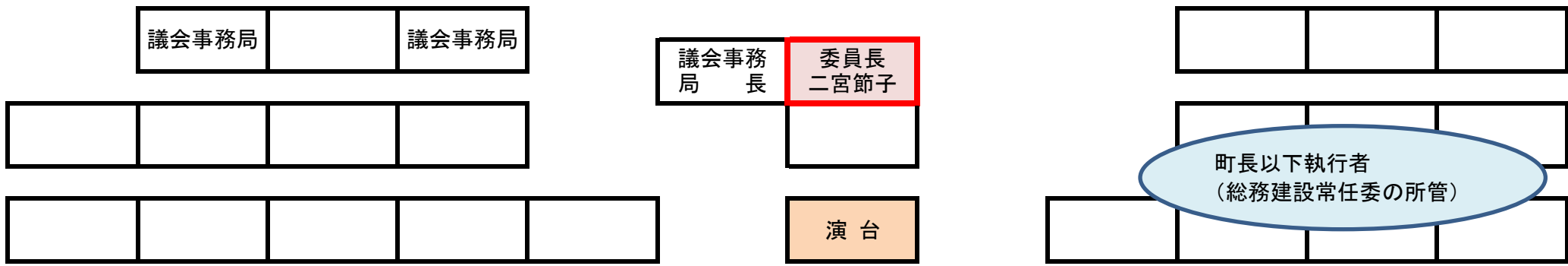
ここだけは装置の都合で離せませんでした。案:発言時のみこの席で、それ以外は隣に着席

傍 聴 席

二宮町議会 配席表 (総務建設経済常任委員会)

資料②-1

(敬称略)



→ はマイクの方を矢印向きに変える

13	一石 洋子	←	3	松崎 健
----	-------	---	---	------

マイク無	書見台	議長 14	野地 洋正
------	-----	-------	-------

2	羽根かほる	→	1	善波 宣雄
---	-------	---	---	-------

11	前田憲一郎	←	8	露木 佳代
----	-------	---	---	-------

7	小笠原陶子		10	大沼 英樹
---	-------	--	----	-------

6	坂本 孝也	→	5	杉崎 俊雄
---	-------	---	---	-------

マイク無	マイク無	マイク無
------	------	------

渡辺 訓任	9	12	根岸ゆき子
←	渡辺 訓任	→	
マイク無			

マイク無	マイク無	マイク無
------	------	------

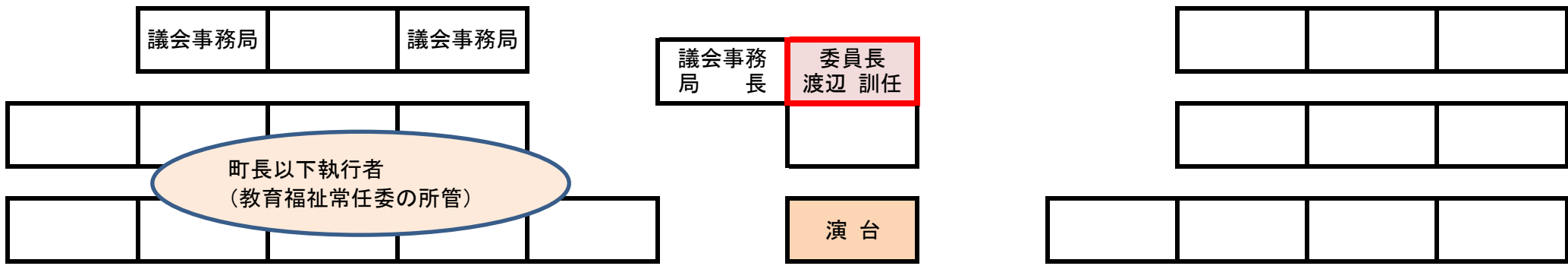
● 渡辺議員は、マイク無席に座り、傍聴議員の発言時に隣席のマイクを使用する。

傍 聴 席

二宮町議会 配席表 (教育福祉常任委員会)

資料②-2

(敬称略)



→ ← はマイクの方角を矢印向きに変える

13	→	3
一石 洋子		松崎 健

マイク無	書見台	議長 14
		野地 洋正

2	→	1
羽根かほる		善波 宣雄

11	←	8
前田憲一郎		露木 佳代

7		10
小笠原陶子		大沼 英樹

6	→	5
坂本 孝也		杉崎 俊雄

マイク無	マイク無	マイク無
------	------	------

二宮 節子	4	12
マイク無	二宮 節子	根岸ゆき子

マイク無	マイク無	マイク無
------	------	------

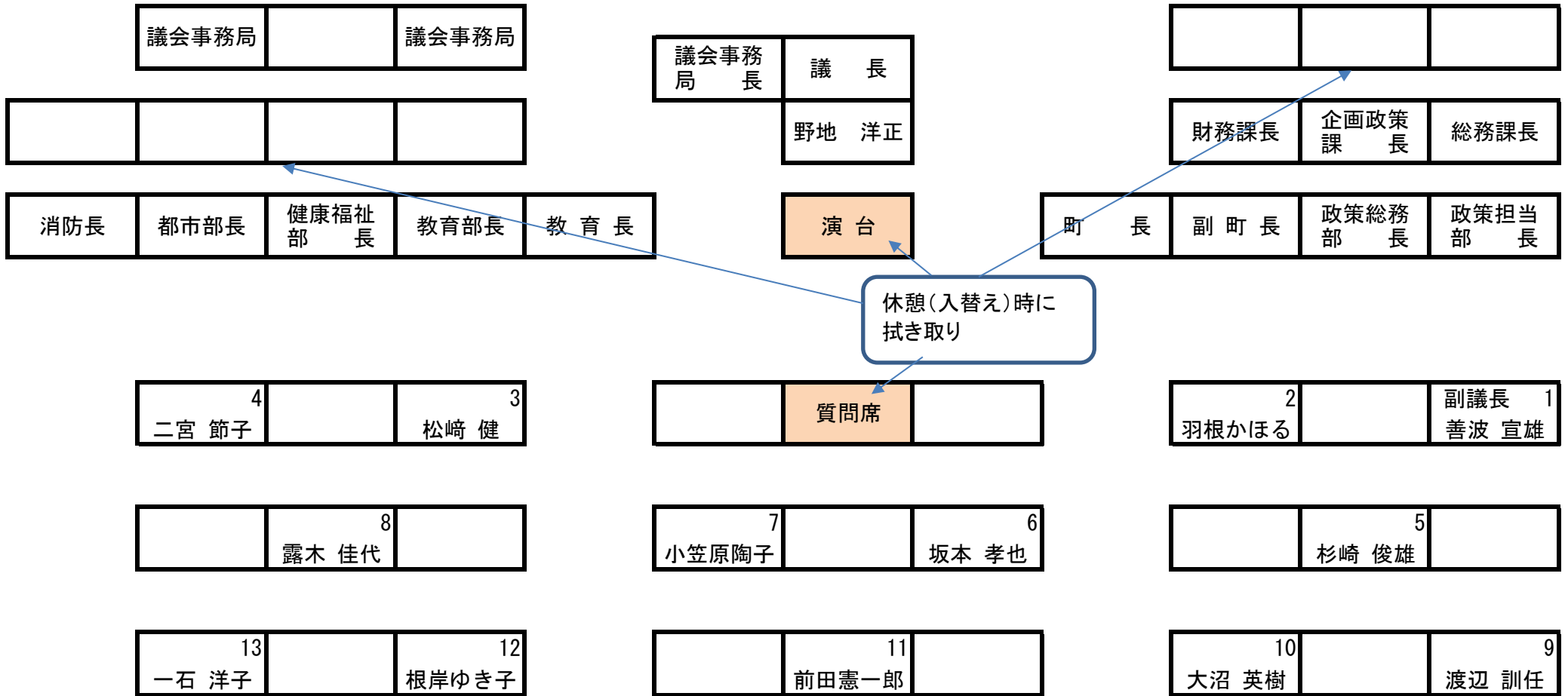
●二宮議員は、マイク無席に座り、傍聴議員の発言時に隣席のマイクを使用する。

傍 聴 席

二宮町議会 配席表 (総括質疑・一般質問)

資料③

(敬称略)



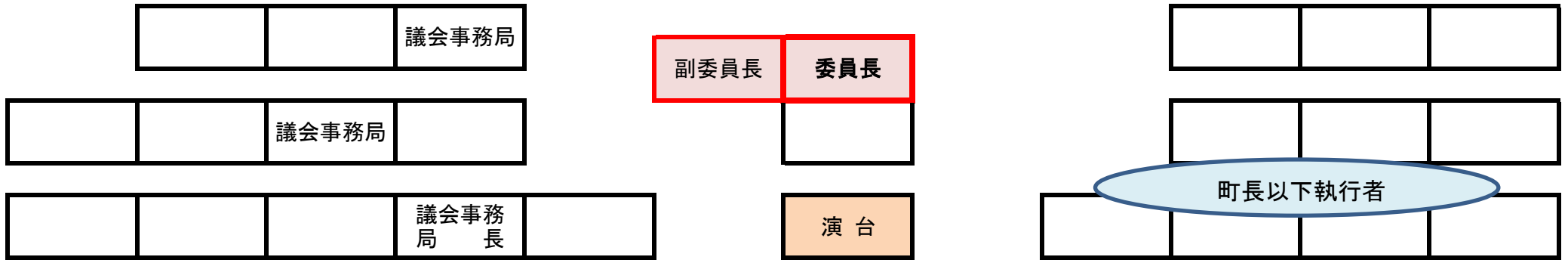
※コロナ感染症予防のため、議員の配席を変更しております。

傍聴席 (1列目・2列目の一部は着席不可)

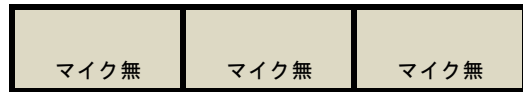
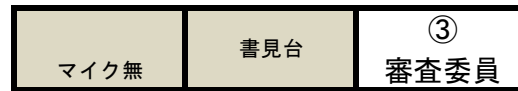
二宮町議会 配席表 (決算審査特別委員会)

資料④

(敬称略)



はマイクの方向を矢印向きに変える



討論・表決時には副委員長がこの席に移動。
傍聴議員⑥はマイク無し席に移動する。

